

以上わたしは助教授の疑問に答えてわたし自身の見解を明かにしようとした。わたしは助教授が拙著「ベルグソン」を紹介批評されることによつて、その不備にして誤解のおそれある點を明かにされ、あわせてわたしに對してこうした辯明の機縁を與えられたことに深い謝意を表したい。哲學はもはや私的な個人的な仕事でなく、どこまでも公共的・社會的な協同作業でなければならず、そのかぎりわたしは、拙著の紹介を機縁として、助教授とともにこうしてベルグソンを問題として討議する機會をもちえたことを何にもまして大きい喜びとするとともに、さらに助教授が今後ともつねに眞摯な討論の機會を授えられ、協同的な學問の仕事にますます精進されんことを心から希望したい。（一九四九・一一・一五）

資本制崩壊過程に於ける 金融資本の法的性格（二）

——ロシヤ《亡命會社》の法人性——

岡 本 善 八

右に述べた如き所謂『最も殘忍な最も野蠻的な形態を探つた、資本主義的・植民地的・軍事的といつたあらゆる種類の壓迫の根源であり』、『全ての帝國主義的矛盾の結節であつた』帝政ロシヤわ一九一七年十一月七日の十月革命によつて、この中世的國家の持つ二つの支柱——專制君主制度と農奴制度——の崩壊を決定付けた。

このソヴェトロシヤが解決すべき當面の問題わ、第一に對外講和の問題であり、第二に社會主義經濟の建設であつた。前者に就てわ、一九一七年十二月五日のブレスト・リトウスク Brest-Litovsk 休戰條約に基づく一九一八年三月三日の講和締結により一應の解決を見たのであるが、より重大なる

- (二) 外國資本浸透の契機
- (三) フランス金融資本の様相
- (四) ドイツ・イギリス金融資本の様相
(以上前號所收)
- (五) 國有化法の概觀
- (六) 《亡命會社》の發生
- (七) 法人性考察の基點
- (八) フランスに於ける準據法
- (九) 各國に於ける準據法
(以上本稿所收)

五

世界史的意義を有するものが後者である事わざを俟たな。

註25

農奴制度の推移といふと、一八六一年十一月のアントン・カーリムルニ世による農奴解放令、一九〇六年のペトルイエフの農業改革等が挙げられる。同じく專制君主政冶といふて一八六四年の地方自治制度の施行、一九〇五年一月九日の「血の日曜日」事件を契機とする。

九〇六年五月の國會制度の採用等が挙げられる。

註25 歐亞協会編「ソ連邦の基本的研究」(昭和廿三年十一月)

の回顧に在つたが、その實現過程を次の如く表示し得る。

註26 チカヒト研究者協会編「ソヴィエト研究」第11集 P. 91 以下。

社會主義經濟の基本方策に於ける要點

註26

(イ) 地主の土地沒收、國內に於ける一部の土地の國有化

(ロ) 銀行の國有化

(ハ) 大工業の國有化

(リ) 生産及び分配の勞働管理

	a	b	c	d	e	f	g	h
1918	土地に關する法令 労働者管理法 國立銀行 接收最高經濟會議 設立銀行國有法 鐵道船舶國有社會化法 マッチ、こうそく、こじ香營料の國有	1917.11.27		1917.11.8 (舊 10.26)	1917.11.8 (舊 10.26)	1917.11.14 " 11.14	1917.11.14 " 11.14	
				" 11.20	" 11.20 (舊 11.17)	" 12.	" 12.	
				1917.12.1 " 12.5	1917.12. " 12.			
				1917.12.14 " 12.14-15	1917.12.14 " 12.27	1917.12.13 " 12.27	1917.12.14 " 12.13	1917.12.14
				1918. 2.10 (1917.12.17)	1918. 2. 7 " 2.19	1918. 1 " 2.19	1918. 2 " 2.19	
				" 3. 7		" 5		

					外國貿易 國營	1918. 4.24
					穀物國營 委員會	" 5.14
					砂糖國營	" 5.14
					木材國營	" 6.11
					石油國營 大工業國 有化法	" 6.11
					樟腦國營	" 5
					配給國營 保險會社	" 6. 9
					國有化	" 5.16
					1918	1918. 5
					1918. 6.15	1918. 6.28
					" 6.20	" 6.20
					" 6.30	" 6.18
					" 6.28	" 6.28
					" 6,20	1918. 6.28
					" 7. 5	" 11.21
					" 11.21	" 12. 1
					" 11.28	" 11.21
					" 11.28	" 11.21
					1920.11.29	1920.11.29
					1920.11.29	1920.11
					1920.11	1920.11
1920	小企業國 有化	1920. 2.29				

註26 西澤富夫氏「國有化問題の研究」(昭和廿三年)

P. 134 云々。

註27 以上之表は國有化的推移を追つたるものである

p. 96. à 127. (Henryl Perret, *La Liquidation des "Sociétés Russes"* p. 2)
(ω) A. Krimmer, *Sociétés de Capital en Russie Impérialiste*, 1934, p. 249

が、田附に記してお若干の書物に就て見ても相異點が多く、筆者の僅少なる資料を以てして確定期的な統轄を出やうとが出来ず、異同を列挙するに留めた。なおアルヘアミュル品號の現れや文獻を次の如くである。

(α) Labry, *Une législation communiste*, 1920,
(β) 上藤吾氏「水電の研究」(昭和廿三年) P. 3

(Maurice Dobb, Russian Economic Development since Revolution)

(4) 田部政 [氏前掲 p. 177]

(5) 「ハサード研究」(ハサード研究者協会編・第1集) p. 93

(6) 小泉信三博士「アムクル死後五十年」(昭和廿一年) p. 362 (Procovitch, The Economic Condition of Soviet Russia, 1924, p. 13)

以上の如くの企業國有化の過程や次の如く圖示すれば、理解に便である。

第一段階 = 一九一七年十一月七日ケレン斯基 Kerensky

政權顛覆後、最初に採られた企業政策を所謂『労働者管理』^{註28}により特徴付けられる。わが企業の國營化に向う過渡段階と考えられるのである。わが企業の國營化に對して労働者團體の發言・監督の強化するにとどまる制肘にその本質が存する。

^{註29} 第一段階 = わが重要企業が漸次國有化された過程であるが、それと共に一九一七年十二月十八日附にて一般企業も一定の條件に於て國有化しつゝあつた過程である。

第三過程 = 『一般國有化布告』^{註30}の成立以後であり、これにて資本金百萬ルーブル以上の企業を全部國有に移さるべきこと、經營者及幹部を現職に留まらざれりとも指令せられた。更に一九二〇年にわ労働者五人以上を使用して機械馬力

をもつすべしの工場及労働者十人以上を使用する工場を全部國有に移された。

^{註28} その内容は次の通りである。

(i) 工場主が、販賣・購入・生産計畫の決定・賣價の決定について工場委員會の意見をきかない場合、工場委員會は上級の經濟機關に提訴することが出来る。

(ii) 工場委員會は、工場の帳簿會計を検査し、工場主の説明を求めることが出来る。

(iii) 工場委員會は、日常の工場經營に對して干渉することが出来なる。

(iv) 上級機關の許可なしに、工場を占領してわならぬ。(田下氏前掲 p. 5 参照)

^{註29} その過程中、特に本稿のテーマに關連あるものとして、一九一七年十二月十四日の『銀行國有化布告』に注目せねばならぬ。「ソヴェト政權の經濟政策に奉仕する單一ロシア人民銀行創設の目的をもつて次の決定をする」

(i) 銀行取引を國家の獨占である。

(ii) すべての株式會社組織の銀行及存在する銀行を國營銀行と併合する。

(iii) 清算銀行の積極・消極財產を國營銀行により回収される。

(iv) 略

(vi) 小額預金者の利益を完全に保障する。(Henri Perret, Idem. p. 2 西澤氏前掲 p. 147 伊部氏前掲 p. 183 参照。但し公布日附の異なる點を前述。)

更に之に關連して一九一八年一月廿六日の布告わ

(i) 銀行株式が完全沒收され、國營銀行に引渡され

る。

(ii) すべての銀行株式が無効であり、配當も一律に差

抑えられる。

(iii) すべての株式も、國營銀行の地方支店に於て呈示されねばならない。

(iv) 銀行株のすべての取引及譲渡が絶対に禁止せられる。

禁止せる行為及取引の当事者も三年の懲役に處せら

れる。(Idem. p. 2 西澤氏によれば、(i) 1918. 1. 23

(ii) 1917. 12. 26 (iii) 1918. 4. 18 その他の政府内外債の破棄 1918. 1. 21 とせられる。前掲 p. 149)

註30 主なる部門は、鐵業・冶金・紡績・電機・木材工業、煙草・硝子・蒸業・皮革・セメント・製粉等である。

六

右に述べた如き一連の國有化法に對し、諸企業特に金融資本が如何なる態度を示したかに就ては、次の如くいえる。

當時の金融經濟の特殊性に對應して、多くの諸銀行會社も、

その有する外國資產及外國支店を手懸りとして、革命當初に於て速早く國外逃避の傾向を示すのであつて、具體的にわ社會理事者が會社書類その他を携えて亡命するという形態をとつたのである。それらの理事者或は株主の意圖は、要するにソヴェト代表者により差押を受けていない在外銀行預金及債權を救済することにより再建を計る點にあつた。その活動場所は、既に述べたロシヤ金融經濟との特殊性及その地理的限界よりして、フランスに多く見出されたのである。このような會社を「廣い意義に於て《亡命會社》sociétés refugees」と名付けるのである。

之は次の如く三種に類別される。

(1) 第一のものわ外國支店を有するものである。之は理事者の移動により、支店が本店と同じ性格を帶びるものであつて、その活動も主として母會社の殘骸の整備にあつた。

(2) 第二のものわ前者と異り、外國支店を持たないものである。尤も亡命した理事者達は會計書類を保持している以上、外國銀行の金庫にその會社財産の一部を保管せしめると同様の状態にあつた。それらは一方に債權を回収し、他方に於て債務支拂の爲の資金不足とたゞかいづれ、當然會社としての權利能力があるかの如く活動し、それによつて將來の飛躍の爲の費用を調達することに努めたのである。多くの場合、その經理状態は堅實でなく、中にわ取締役會が取締役の私宅に於て祕密裡に開かれるというような例が見出されるのであ

るが、他面その困難な環境に於て再建を企てる例がないでわ
ない。^{註31}

(3) 第三にフランス會社として再組織したロシヤ會社が考えられる。之れフランスによるソヴェト政權承認(1924.10.28)以前でなくしてわ殆んど不可能であつた。即ち之れ承認の效果を恐れて、自らをフランス國籍により保護しようとしたものである。^{註32} いのよつた混亂した状態に置かれたロシヤ會社が、

フランス會社として再構成する事わ、賢明の策と考えられるのであるが、その際現在確認する事が出来ない株主の利益を將來の爲に如何に保護すべきであるかと云う一の難點が着慮せねばならぬのである。^{註33}

註31 かかる會社の典型的な例と云ふ Woronin Cheshire v. Frederick Hute & Co. 刑事 (King Bench, Crown, 1928, 756) が擧げられる。

訴を提起する爲にわ會社わイギリスに居住し取締役會を構成する四人の取締役の決議を必要とした。一九二七年三月一日にイギリスに開催する株主總會を召集すべき公告が「タイムズ紙」に掲載せられた。而してその場合ロシヤ在住の株主に對しても、ソヴェト官報に公告する事によつて、召集せんとする顧慮を拂つたのであるがこれわ實現しなかつた。最後に在ロシヤ株主を除く各株主にわ通信によつて通知が發せられたのである。その集めた得た株主わ總株六、〇〇〇株

に對して四、五〇〇〇株であつたが、之れ以前ロシヤ本國に於て通常の營業狀態に在つた時に對してより多數であつたのである。此の總會わ三年の新任期で舊取締役の委任を更新し、被告に對する訴の提起に對する彼らの決定を承認したのである。かかる條件に於てもイギリス裁判所わ、この會社の訴訟能力を認めているのである。

註32 いのよつた例として一九二四年十一月二十四日ヤーヌ民事裁判所の緊急審理事件 ordonnance de référé に於ける「ロシヤ貿易銀行」の「フランス株式會社」としての「外國貿易ゼネラル銀行」 Banque générale pour le commerce extérieur の變形。(Clunet, 1925, p. 419) また「ペニログラン・インターナショナル 貿易銀行」の「フランス 株式會社」としての「ペニ・インターナショナル 貿易銀行」 Banque internationale de commerce de Paris の再構成が擧げられる。

註33 いのよつた方策に就て「ロシア保険會社」の例が擧げられる。

一九一八年に取締役わ第一の對策としてヨーロッパに存する會社の總財産をコペンハーゲン再保険會社に引渡し、又一九一九年にわアメリカに存する財産に就てわ、アメリカのロシア保険會社に引渡した後、資產讓

渡の對價として母會社が二つの新會社の殆んどすべての株式を受取ることとしたのである。

更に一九二一年四月にわ第二の對策として再びその資金をフランスに引戻す爲に、實體わロシヤ會社である《Caross》をフランス株式會社としてパリに設立した。その構成株數二一、〇〇〇株中ロシヤ會社の取締役が Russia Insurance Co. of America 並於てロシヤ會社が保有した前述の株式の四分の三を出資する事により、獲得した株によつて二〇、〇〇〇株が占められるという内狀であつた。此の會社は一九三一年七月一日迄十年間存續した。

一九二一年二月廿四日にロシヤ《La Russia》會社の取締役會と《Caross》會社の設立者との間に締結せられた會社設立契約にわ、一九一七年の最終の株主總會に於て確認されたように出資の報償として新會社の株式をロシヤ會社の取締役會に引渡すべきことを定めている。之らの取締役わいわば、株主を保護すべき規約によつて置かれた管財人の機能を果してゐる譯である。此らの株式わ、會社がロシヤ會社に負うてゐる限度に於て上述の人々に引渡され、而して保有する株式數に應じて株主間に於て分配されねばならないものであり、且此の分配わ、その時合法的に招集された株主總會がロシヤ會社の金庫の中に分配されないで株式を

保管することを決定するのでなければ、ロシヤ會社が政治状勢により中斷されてゐる會社の活動を復活し得る可能性を有つて至つた時にわ行われねばならない。それらの株式わ、Caross 會社設立後十年經過し、ロシヤの狀態の爲に前述の如き條件に於て株主が自由に且合法的條件に於て意見を述べ、前述の株式に關する決議をなし得るような合法的なロシヤ會社の株主總會を召集し得る可能性なき場合にわ、いかなる場合といえども、分配されねばならないものであつた。

一九二一年二月廿四日の契約によつて召集さるべき總會わ、舊株式を新たに設立せられたフランス會社の新株式と交換する爲に出來る丈多く招集せられた。この株主の再編成ともいべき總會を代表する株わ總資本の四分の三強であつて、つまりそれわその後に見出されるソヴェト在住の株主權等の保護を考慮して、それらの株主に對しても同様の交換が許されることに備えたものである。

右に述べた如く之らの亡命會社わ何れの類型に屬するを問わす、その會社資産が各國に分散した結果として、先づ當面した問題わその運營及財產回収に多大の困難を感じたという點に存する。

而して在外資産の保護についてわ、外國支店を持つていな場合にわ、通常六年を期限として理事者に委任したのであ

る。然しながら時の経過と共に完全なる經營機構の缺如・理事者の無能・債権債務の立證困難により、ともすれば所期の目的のとわ異つた性格を帶びるに至つたのである。^{註34}之らの法的性格を如何に考察するか甚だ困難な論點を多分に含んでゐるのであるが、多くの場合判例わロシヤ會社の爲の管理理事者及臨時理事者に對し、清算を命ずることに歸着しているようと考えられる。

^{註34} 例えは、パリ控訴院一九三〇年十月卅日判決に現われる所でわ、ヘ露亞銀行々に於て取締役が二派に分れて相剋する如き例が挙げられる。

七

ロシヤ會社の法人性の問題わ、多くの法律事件がそうである如く、單に理論的興味に基くものでなく、ロシヤ會社の財産が如何なる性質を帶びるかという實際問題に端を發するものである。然しながら法理論的にも、それが必ずしも從來の一般原則の適用によつて解決出来ない點と況く各國の判例に現われいる點より注目すべきものがあるようと思われる。^{註35}

その第一の點わ國有化布告の國際的效果如何の問題である。

先づ國有化布告の國內的效力についてわ、若干の判例の反對わあるが、^{註36} ロシヤ會社の解散わ國家獨占の必然の結果であるというのが通説である。即ち會社の存在わ要するに國家主

權に從屬するものであり、主權者の交替がある限り、ロシヤ會社わロシヤ法による合法的存在を主張するを得ないものである。

この場合布告の持つ沒收と法人性の喪失という二つの概念わ、嚴密に分けて考察すべきか否かの問題が生ずるが、此の點に就てわ通説わ肯定に傾いている。

此の區別わ特に外國裁判管轄に於けるソヴェト法適用の點で重要である。というのわ多くの外國判例わ沒收を公序違反を理由として排斥している場合が多く、在外資產わ依然ロシヤ亡命會社に屬すると判示しているからである。

^{註35} Perret, Idem. p. 8 以下

^{註36} 例えは、ベルリン控訴院一九二五年三月卅一日判例、

同じく一九二八年十月廿五日判例。イギリス上院一九二四年七月廿四日判例。

^{註37} この區別を嚴密に行つてゐるものわ、一九二八年六月十三日パリ裁判所判例、同年一月二日ボルドー裁判所判例。

八

既に述べた如く國有化布告にも拘らず、ロシヤ諸會社わ現實に在外資產の保有者であつたのであるが、國有化法わそれらに對して何らかの法的效果を持つのであるか、或わ國際公序を理由としてソヴェト法の適用わ妨げられるものであるの

か、此の意味に於て會社消滅の意義が外國判例にどのように現われているかを考察しよう。

フランスに於てわ、その態度わ一九三〇年七月四日のフランス大審院審理部《la Chambre des requête》判決以後明白に示されているのであつて、その趣旨わソヴェト布告による會社消滅自體わ公序に反するものでわなく、フランスに於ても適用せられるものであるが、然し財産の沒收と國家獨占の爲の會社の禁止とわ、別個の事と考えられねばならないという點に在る。即ち《ロシヤ法》がフランスの公序に反する場合、その適用を見ないことわ疑いのない點であるが、この没收わフランスの原則に反する。而もロシヤ銀行わ存在しなくなつたのであり、それと關聯ある財産沒收とわ別個に、その存續禁止自體わフランス法と矛盾するのもでわない^{註38}のである。又ドイツに於ても《外國法》の適用によつて法的效果を生ずることわ論議の餘地わないが、然し政府により認められた外國法人に突然生じた變化を考慮する場合わ問題わ異なる^{註39}と述べられている。之が各國判例に於て見出される一般的態度である。

フランスに於てわ判例上久しきに亘つて、外國會社の佛國に於ける存在わ當然に認められ、何らの認許を也要するものでないとせられていたのであるが、ベルギー破毀院によつてフランス株式會社のベルギーに於ける法人性が否認せられるに至つて、フランスに於ても一八五七年五月卅日法により、

外國株式會社のフランスに於ける法人格の認許わ、法律又わ條約に依る認許を除いてわ、認許の一般命令を必要とするに至つたのである。従つておよそ外國會社が法人性を持つにわざるに今ロシヤ會社に就て見るならば、それわロシヤ國籍^{註41}を有してたものが、ソヴェト國籍えと轉化したものと考へることが出來よう。というのわフランスに於てわ、一八五七年三月卅日法の趣旨よりして、フランスの國籍がなければ、他の國籍を持たねばならないからである。而してフランス法わ外國法人の認許に先立つて、先づ外國會社がその準據せる法律により合法的に設立しているか否かの問題を審査する事を要求しているのであるが、此の點に就てわ亡命會社わソヴェト法による合法的存在であると言ひ得ないのであり、フランスに於ける法人性わ此の點に於て既に否認せられるを得ないのである。

註38 一九二八年一月二日ボルドー裁判所判例、一九二八年六月十三日パリ裁判所判例。

註39 一九三〇年三月廿日ドイツ大審院判例。

註40 DALLOZ, CODE DE COMMERCE (1931), p.

29. なお川上太郎教授・佛蘭西國際私法(2)一外國法典

叢書一 p. 86 参照。

^{註41} 國籍とふうのわ法理上不明瞭であるが、一應國籍と
ハセ置く。

^{註42} Perret, Idem. p. 20 以下 參照。

九

外國會社に關する同様の原則わ他の外國法に於ても見出される。

イギリス法理に於て『會社の存續及法人性わ、國家の明示的、推定的或わ默示的な認可なくして存し得ない。一の會社が法人であるか否かわそれが設立せられた國の法により決定せられる。若し一の會社が設立せられた國の法により解散するか消滅するならば、英國法廷わその存續を認めることわなく、それわイギリスに於て合法的に存續し得ず、存續しないのである』と示されている。^{註43}

^{註43} Holdsworth, *Histoire de la loi anglaise*, 1926, p. 40.

アメリカ法に於ける解決の原則としやに反するが外國會社の存續の審理わ專ら設立國の法に依據するという原則が次の如く示されていふことがある。『若し一の會社が設立國の法により解消するならば、他の國わそれが法人性を喪失したものと認むべきである。而して法人性が設立國により停止された場合わ此の停止わ他國に於ても認められる。』^{註44}

^{註44} Conflict of laws restatement. American law In-

stitute, No. 1, § 167.

之わ亦ドイツ及イスライエル判例に就ても採用せられた。從つてロシヤ會社わそれらの國々にとつてわ外國司法管轄に於いて解散したのとして考へぬべあであつた。以上に於て我々が通觀した外國會社の解消に對する各國判例の態度にも拘らず、例外的にロシヤ會社の、特殊性を顧慮する」とによりかかる見解に組しないものも無いではない。此の點に就て更に考察を進めるに當つてわロシヤ會社解消に對してソヴェト布告の效果を認めた國家と然らざる國家とに分つ事が、その事の進行を便ならしめるであろう。

第一ニ會社解消に關するソヴェト布告の法的效果を認容せる國家。ヘイギリスに於てわこの點に關してわ明白に態度を決定しているのであつて、ロシヤ會社わ消滅したものであるというのがその結論である。然しその推移過程わ甚だ興味をそそるものがある。即ち

- (i) 當初に於てわ、英國判例わ若し法人性が法人格を與えられた國に於て消滅した場合にわ他のすべての國に於ても消滅した如く思われる。從つてそれわ訴訟當事者能力もなく訴訟費用を負擔するじとみないという趣旨を示す。
- (ii) 然しながらその後貴族院 House of Lords わソヴェト布告に關してその布告わ會社を消滅するものでなく財産沒收にその趣旨を見出し得る。從つてそれによれば會社わ外國に於て存續し得るのである。との解釋によつて右に述べた法

に於て存續し得るのである。との解釋によつて右に述べた法

的見解に反対した。之れ稍、無理な理由であるが、この判決わ布告が公序の理由によつて超國家的效果を持つものでないとする點に根據を求めて、それを消極的に採用したものである。^{註45}

(iii) 然るに一九三二年にわ貴族院わ再びその見解を改め從來の一九二三・一四年の判決に復歸してゐるのである。即ち「英國判例わ久しきに涉つて外國法により設立せられた會社わ、同法による設立及存續」ということを理由として法人を持つとの見解を示して來た。然しその設立が設立された外國の行為に依存すると同じく、同じ權力による設立行為の取消わ英法の見解に於てもそれわ會社の解消或わ存在を包含すべきである。それを設立した主權の意思わ亦それを消滅し得る。英法わ他國法が定める所に従わねばならない。^{註46}

△スイス△に於ても同様の見解が有力である。ソヴェト政權の承認と同時に聯邦裁判所 le Tribunal Fédéral わソヴェト法の實際的效力を認め、國際法の原則がロシヤ法の適用を必要とするならば、それわ間接的にスイスにも效果を持つこととなつた。有限責任の會社わ立法者がそれに與へた所のもの以上の存在を持たない。又外國會社わその自國法により付與されている以上の法人性を此の國でわ持たない。法廷わ既成事實を認めその結果を記する丈である。^{註47}

△ドイツ△に於てもその解消という點に就てわ可成り決定的である。《此の布告が公的秩序に反するか否かの問題わ會

社の法人格性が消滅したか否かの問題以上に重要性を持つ。人わ銀行の國家獨占に關する宣言をドイツ法に反するものとする事わ出來ない》^{註48}

△フランス△に於てわ既にふれた如く、ロシヤ會社の解消說わ迅速に適用せられたのであつて、一八五七年五月三十日法の適用によつて外國人の狀態に關する原則を採用している。例えはセーヌ商業裁判所 le Tribunal de commerce de la Seine わ一九三四年一月十五日の判決に於て次の事を述べて居る。《Volga-Kama 會社わロシヤに於ける存在を全く消失して居る……ロシヤ會社であつたものわロシヤにその會社所在地を持つて居りその存在條件わロシヤ法により規定せられて居た。而してフランスに支店を有して居ない場合それわ全く存在して居ないと考えらるべきである》而してその上訴に就てパリ裁判所わ一九三五年七月十五日判決に於て次一如く述べて居る。《當座勘定 compte courant わすべて一方の死亡により終了する。その會社の法人格の消失わこのものゝ死を意味するのであるから、法的存在を全く消失したロシヤ會社に對する當座勘定わその布告の瞬間に於て停止される。他面當座勘定わその清算の時に存在する人々の合意によりそれらの人々の利益になる如く清算される事わない。從つて清算の日に於て存在を消失してゐる會社の利益の爲に清算される當座勘定わ無効であり既に存在しなかつたと看做さるべきである》^{註49}

第一=會社解消に關するソヴィエト布告の法的效果を何ら認めざる國家。之は當初ソヴィエト政權を承認しなかつた國家が之に屬する。〈ルーマニヤ〉の大審院 la Cour de cassation わ一九三一年十一月五日の判決に於て『ルーマニヤ法廷わソヴィエト法を適用する事わ出來ない。從つて國有化法に從つたロシヤ會社の消滅を確證する事わ出來ない』

ヘルギーに於ても同じよう、ソヴィエト政權の承認前に於てソヴィエト法わ存在しないものと考へられたのでロシヤ帝國の會社が存續するものとせられた。即ちその政權の不承認の結果としてロシヤ帝國法わ相變らず有效であると考えられ、從つて革命わヘルギーに於けるロシヤ會社の權利保持に就て何らの變更を加えず且設立せる法わ會社を消滅せしめる事わないと考へられる。かゝる前提に立つて居たのであるから、承認の結果此の國の法的見解が急轉回した事も亦聯想し得るのである。

ヘルギー判例も之と類型を同じくするものであるが、その趣旨わ次の如き過程を辿る事が出来る。

(i) 第一過程に於てソヴィエト國有化法わ不承認の政權の行為である故に合衆國に於てわ俩らの法的效果を持たないと考えられる。

(ii) 第二過程わ一九二五年四月七日ニヨーヨーク高級裁判所

Court of Appeal 判決=《ロシヤ再保險會社 Russian Re-insurance Co. 薦ストッダード Stoddard 事件》(judge Le-

nhmann) により劃せられる。それによれば『事柄わソヴィエト法が否認する事が出來ない、ような實際的效果を持つて居るものかどうかの問題に懸かる』然るに『ロシヤ會社わ現實的であるより寧ろ抽象的存在でありロシヤに於ける如何なる存在をも持たないと云ふことわ確實である。從つて重役のロシヤ會社の財産回収を許容する事わ良識及法に反する』斯くて如くしてアメリカ判決わロシヤ會社の存續に就てわその理論的解決を深く追求することを避けるような態度を示している。會社の存續性についてわ判例わいわば『半死半生』としているのである。

(iii) 第三過程わ一九三〇年二月十一日ニヨーヨーク高級裁判所判決 (judge Cardozo) により劃せられる。そこでわ國有化法が沒收及會社解消に就て合衆國で適用されない理由わ矢張り公序である。『人が死ぬ場合その原因わ合法的か違法のかの事實である。逆に法的存在に就てわその原因の性質がその事件自身の法的效果を決定する事が出来る。法により設定せられた法人性わ法の條件に於て存續するので何らの力をそれを消滅したと宣する事わ出來ない。判決を下すのわ法であつて暗殺でわない』と述べ、更に判旨わアメリカ法學の傳統に則つて準據法に關してわ法廷法 lex fori 主義を採用している。

此のペトログラード銀行に關する判例わ國際公序による排除及ソヴィエト布告の超地域的效果を否認する確定的な判例で

あつて、その後の判例も「のような趣旨を支持している。例

えばその後の一九三五年ニヨーク高等裁判所判決わ『ロ

シヤ會社わ恰もその發生地に止まるよりも移植された場合の方が一層生き延びる植物の如きものである』と述べているが如きである。

斯くの如くして合衆國によるソヴェト政府の承認にも拘らずアメリカの法的見解わ國際公序を理由としてアメリカに於けるロシヤ會社の消滅わ如何にしても認めていない。即ち法的にわその狀態わ一九一七年以來何らの變化を示していないのである。此の點既に述べた諸國の判例とわ正に反対の立場に立つてゐる。

合衆國を除く多數の判旨わ、國有化布告の效果を資產没収と法人性の喪失と二つ二點に於て駁別する二つ二點に在る。第一の點に就てわ、それらの判旨によればいのよだな沒收わ超國家的效力を持つものでわなく、それによつてソヴェトの所有權が在外ロシヤ會社の資產に及ぶものでわないとする點に於て一致してゐる。然しながら第二の法人性に就てわ國有化布告の效果を肯定してゐる。即ち會社わ消滅するが、それにも拘らず在外資產を保有してゐる。

既に述べたところにより、『亡命會社』の法人性に對する各國の準據法についての各國判例の態度わ明らかとなつた。^{註53}而らば、その法人性自體或は會社資產に對する判例の態度如何の問題が更に考察されねばならない。

註45 イギリス控訴院 Court of Appeal 一九三三年六月十二日判例。
註46 Mulhouse case. (1934) の判決の趣旨わ外國會社の存在の問題わ唯イギリス法に依存するのであつて外國法によるものでわないとする點にある。即ちそれに

よると『訴が存在するか否かを決定するにわ裁判所わその固有の法——法廷地法 *lex fori* ——を適用せねばならない。即ちその存在わイギリス法により決定せらるべきである』といふのである。

註47 Lazard Brothers v. Midland Bank case (1932, Dec. 28). 訴訟 Russian Bank v. Baring Brothers

case. (1934, Dec. Court of Appeal)。出のよだに判例が變化した主な原因わ一九二九年五月十日法が適用され、ロシヤ會社が清算せられるに至つたことによるものである。

註48 聯邦裁判所一九二四年十二月十日判例。同旨同裁判所一九二五年四月六日判例。

註49 ベルリン控訴院一九二七年十月廿五日判決。同旨一九三〇年五月廿日大審院判決。

註50 此の判決わ從來の判例わ會社消滅の效果をソヴェト政權の承認の日（一九二四年十月廿八日）に求めていたのに對して國有化布告の瞬間に會社が消滅した事を支持する點に特異性が見出される。

- 註51 プラッセル民事裁判所一九三四年十二月廿日判例。り、本法延わこの布告に效果を付しないのである』と述べられている。
- 註52 然し若干の判事の補足意見としてわ『ロシヤ會社わ存在し、その取締役わ訴訟能力の存するものである。我々わソヴェト政府の行爲を承認していないのであ
- 註53 本稿に就てわ Perret, Ibem. p. 29 以下に負う。(未完)
- 〔七五頁より續く〕
- 正當な事由ある場合の一例示であることはいうまでもない。
- そこで賃貸人が自己使用を必要とする場合には解約申入れをすることを、借家法が——借家人の保護を目的とし且つまた公共の福祉を考慮するの立場に於て制定されたところの借家法が——認めているといふことは、本質的に賃借人においても肯定せざるを得ない事由である。即ちそのために賃借人のみが格別の不利益を蒙るようなこともなく、又かく認めるることは公共の福祉に反するような結果にはならないということであらねばならない筈である。具體的にいえば、解約申入れの結果、賃借人は借家を明渡して立退かざるを得ないことになるのであるから相應の痛手である、だからこれに對する賃貸人の側の主張が、例えば借主が家賃値上に應じないからとかまたは單に或る事實に藉口して立退きを迫るというような賃貸人の主觀的理由のみによる場合では解約の申入れは許し難いが、賃貸人自身が居住する必要がある場合ならば差支えないといふのである。しかし、必要ある場合とは同時に正當な事由の一例示であることを忘れてはならない。従つて賃借人の居住權の安定性とか賃借人側の事情を顧慮するといふような點はこの場合に當然に含まれて即ち考慮されているべき筈であつて、かよつた顧慮を忘却した單なる自己使用の必要性のみの強調に終るべきでない筈である。もしこのようなことがあればそれはこの一條ノ二にいわゆる自己使用の必要ある場合に該當しないことになるであろう。蓋しそれは正常の事由と表裏一體をなすものであり、その一例示であるからである。しかしこのことは、往々自己使用の必要といふ字句の表現に眩惑せられて輕々に看過しがちとなることを免れ難いようである。判例が、賃貸人側に存する自ら使用する必要その他の事情のほか、賃借人の住居の安全が保障されるかどうかを、特に考慮しなければならないといふ主旨を強調していることは恰も自己使用の必要性にプラス何ものかによつて正當の事由がはじめて存するに至るかの如き奇異の觀を抱かしめるようであるが(参照)實は自己使用の必要ある場合即正當の事由ある場合であることをやゝもすれば忘却し、また民法第一條の精神にも悖つて、單なる自己使用の必要性の強調のみに終始しないようにと、賃貸人側の注意を喚起してくれてゐるのであらうと解してこの稿を終る。昭和二四・一一・一〇